

令和6年第2回（通算787回）中山町農業委員会会議録

令和6年2月29日午後1時30分、中山町役場202会議室において令和6年第2回（通算787回）中山町農業委員会総会を招集する。

○出席した委員

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 1) 東海林一 | 2) 武田修 | 3) 高橋富貴子 |
| 4) 庄司正 | 5) 横山昭義 | 6) 折笠満 |
| 8) 小松茂夫 | 9) 石沢伸悦 | |

●会議の事件は次のとおり

- 議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第 8号 令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 9号 令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

議 長 本日は8名が出席しており、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回通算787回中山町農業委員会総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

議 長 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、本会会議規則第13条第2項の規定により、議長において4番庄司正委員、6番折笠満委員を指名いたします。

議 長 議第6号農地法3条の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 2月21日、中山町役場202会議室において農地常任委員会を開催し、事前審議を行いました。申請内容は、農地の賃借権設定の許可申請でございます。農地常任委員会では慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明していただきますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく願います。

大江主任 ●●●●及び●●●●外1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 　　ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 　　これで質疑を終結いたします。

議 長 　　議第6号農地法3条の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 　　異議ないものと認め、議第6号農地法3条の規定による許可について、原案のとおり可決いたします。

議 長 　　議第7号農地法5条第1項の規定による許可申請について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 　　本案件は、使用貸借権設定を伴う農地転用の許可申請でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしくお願いたします。

大江主任 　　●●●●及び●●●●に係る使用貸借権設定を伴う農地転用の許可申請について説明した。

議 長 　　ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 　　これで質疑を終結いたします。

議 長 　　議第7号農地法5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 　　異議ないものと認め、議第7号農地法5条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり可決いたします。

議 長 　　議第8号令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 　　本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの

諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

大江主任 ●●●●及び●●●●外10件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第8号令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第8号令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長 議第9号令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、審議に入ります。本件について、庄司正農地常任委員長より事前審議の内容について報告を求めます。

4番委員 本案件は、利用集積計画の賃借権設定にかかる、中山町長からの諮問でございます。農地常任委員会では、慎重審議した結果、妥当と認めることといたしました。なお、この案件の内容について、事務局から詳しく説明させますので、本総会において、なお一層の審議をよろしく申し上げます。

大江主任 ●●●●及び●●●●外1件に係る賃借権設定の計画について説明した。

議 長 ただ今の報告について、これより質疑に入ります。何かございませんか。

議 長 これで質疑を終結いたします。

議 長 議第9号令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決することに賛成する方は、挙手を願います。

—— 全委員挙手 ——

議 長 異議ないものと認め、議第9号令和6年農地利用集積計画に係

る中山町長からの諮問について、原案のとおり可決いたします。

議 長

以上で本日の全会議の審議を終了しましたので、本会議を閉会します。

議決した事件は次のとおり

- 議第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議第 8号 令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について
- 議第 9号 令和6年農地利用集積計画に係る中山町長からの諮問について

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員